

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	H24年6月6日～H24年12月1日
評価調査者番号	①第08-023号
	②第09-003号
	③第10-009号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人 萱野中央福祉会 (施設名) 中央青葉保育園	種別： 保 育 所
代表者氏名：理事長 西 永 教 之 (管理者) 園 長 西 永 教 明	開設年月日： 昭 和 5 4 年 4 月 1 日
設置主体： 社会福祉法人 萱野中央福祉会 経営主体： 社会福祉法人 萱野中央福祉会	定員： 30名 (利用人数) 39名
所在地：〒861-4405 熊本県下益城郡美里町萱野1007番地	
連絡先電話番号： 0964 — 46 — 3709	FAX番号： 0964 — 46 — 4015
ホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/n/chuohaoba/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
生後2ヶ月より就学前の児童の保育 通常保育・一時預かり保育・延長保育	芋苗植え・親子遠足・プール開き・運動会 園外保育・芋掘り・生活発表会・もちつき 縄跳び記録会・マラソン大会・卒園式など					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室・乳児室・沐浴室・多目的室 ランチルーム・厨房・調理担当休憩室 図書ルーム・職員更衣室・事務室 など	園庭・プール・野菜畑・駐車場					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園 長	1		保 育 士	5	3
	主任保育士	1		栄 養 士	1	
	保 育 士	4	3			
	栄 養 士	1				
	合 計	7	3	合 計	6	3

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

山頭火が「分け入っても青」と表現したその大自然に囲まれ、定員30名の理想的保育がなされています。一人ひとりの子どもに十分に目が行き届き、子ども達も日々異年齢の関わりを持ちながら、お互いの名前を呼び合い、共に成長している姿が随所に見受けられます。異年齢の子どもが全員集い、会話しながら昼食がなされ、より弱いものへの思いやりの心が、良く育まれています。子ども数に対して遊具も十分あり、その中で遊びのびと遊ぶ子ども達の姿が印象的です。施設も新しく明るく清潔で、各部屋にエアークリーナー・加湿器が設置され、ゴミ類も毎日処分し、殺菌灯付き歯ブラシ・コップ収納ケースが備えられて、感染症予防対策が徹底しています。子ども一人ひとりのペースで過ごせる環境が整えられ、少人数が故に、保育園でありながら家庭的雰囲気醸し出されています。生後2ヶ月よりの保育では、ベテランの保育士が担当し、他市町村からも感謝されています。

中央青葉保育園は、宗教法人「浄土真宗本願寺派・正乗寺」に隣接して昭和54年に開設され、農業を中心とする美里町の保育園として、現在まで地域の人々と共に保育を必要とする子供の保育に取り組まれています。四季折々の季節の中で自然環境に恵まれ地域性を活かして、広々とした畑で野菜栽培活動など子供の食育を図ると共に、自然の中で心豊かな子供を育てる保育に取り組まれています。また「まことの保育」として毎朝仏様へのお参りを行ったり、毎週月曜日には隣接する本堂へお参りを行ったり、命の尊さや感謝する心を育てる保育を実践されています。

◆ 改善を求められる点

中・長期計画を保育理念や方針という目標に対して、どのような方法で目指していくかを職員とともに策定し、その実施状況や進捗のチェックを行い、具体的な改善ポイントを計画という形で職員や利用者への周知を行うことが期待されます。また外部の会計士等による外部監査が実施されることにより、計画・実施・確認・対策という流れを第三者が評価する仕組みの構築が望まれます。

人材確保と養成の面では個別の職員の特性や熟練度に合わせた、組織としての教育研修計画が作成され、園の求める職員像を明文化した人事考課の制度の構築が望まれます。マニュアルなどはおおむね整備されていましたが、今後更に、職員間の共通理解を図られるような対策が期待されます。個人情報等の書類管理場所については、より慎重な対応が望まれます。

利用者アンケートから、登退園時、特に保護者への声掛け・接遇について、職場の清掃時間を変更する等、より洗練された方策への検討が求められます。延長保育のあり方については、保護者の立場に重きを置いたシステムこそが、利用者の切望される所です。日常的な保護者意向調査法の工夫は、信頼関係の構築に必要不可欠です。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H24.12.7)

平成22年度園舎全面改築申請において、県から第三者評価を受審するよう確約書を交

わしたことで、この度平成24年度に受審する事に致しました。

評価を受けることには、全職員不安と戸惑いがありましたが、評価機関の方々の丁寧な説明・指導を受けて、現時点でのありのままの姿を評価していただくことで、今までやってきた事を見直すチャンスであると思ひ受審することと致しました。

たくさんの気づき・要望等を頂き、子どもからも保護者からも、そして地域の方々にも安心・信頼され、心の拠り所となるように職員一人ひとりが保育の資質向上につとめ日常の保育のさらなる充実に努めてまいりたいと思ひます。

(H . . .)

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

評価対象 I 1 理念・基本方針	<p>仏教保育による「まことの保育」を基本として、子供の心の育成を主体とする「子ども・保護者の最善の利益を提供する」を理念とされており、その理念を基として「自然環境・人との関わり・きまりを守る・平等の精神」となる基本方針が、明文化されています。</p> <p>さらに、保育内容や指導計画の中に理念や基本方針が明文化されており、職員への周知がなされるような工夫が見られ、園のパンフレットや入園のしおり、ホームページ等にも理念や基本方針が明記されており、利用者へも周知を行うべく工夫されています。</p>
2 計画の策定	<p>中・長期計画は明確には策定されていませんが、年度の事業計画の中から、子供たちを主体とする環境整備や人づくりや将来の方向性を読み取ることが出来ます、職員会議等で前年度の反省を踏まえて職員の意見を加えながら職員配置、保育士等計画、研修計画、行事計画、施設運営強化、給食・保健衛生、安全対策、施設・設備の整備計画に幅広く細分化されており、また利用者への年度計画の周知は、利用者へも理解しやすいように年度計画を行事予定に作り変えた形で説明するなど、わかりやすさへの工夫が見られます。</p> <p>今後は中・長期計画の実施状況や見直しのプロセスを明確にすることが望まれるとともに、職員を含めた見直しを行い、保護者への中・長期計画及び年度計画の説明がなされ、管理者・職員・利用者を含めた三者による、より良い園の運営計画がはかれることを期待します。</p>

<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>管理者及び主任保育士・保育士それぞれの役割が掲示されて全員が役割を意識することができます。また危機管理マニュアル等にて管理者及び主任保育士・保育士の緊急時の役割が明記されています。管理者は遵守すべき法令等に関する研修会や会議へ積極的に参加し、周知が必要と思われる内容については随時ポスターの掲示等で職員への周知を促しています。</p> <p>経営の主体となる財務諸表からは事業の推移や軽費のバランスを随時検討しながら、指導計画や日誌等の園で作成される文書は全て目を通して、年度計画等で目標を掲げる等の指導力を発揮しています。</p> <p>今後は、遵守すべき法令等の全体を、職員間全員で共有できるような手法の構築や職員への勉強会や研修を計画し、進捗にあわせた評価や見直しの実施など、具体的な改善目標の立案や目標達成までの具体的な手法を周知することが望まれます。</p>
<p>評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握</p>	<p>事業経営を取り巻く環境の把握や、地域における見通しなど経営状況の検討がなされています。しかし具体的な改善すべき課題を発見し改善までの計画がなされていないので、今後は具体的な改善ポイントを計画という形で策定し職員への周知を行うことや、外部の会計士等による外部監査が実施されることにより、計画・実施・確認・対策という流れを、第三者が評価する仕組みの構築が望まれます。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>職員の配置に関しては、規程の人数を上回る配置がなされており、常日頃から利用者への質の高いサービスの提供が実践されています。研修計画では、仏教保育の実践の為の新任職員研修会等へ積極的に参加していますが、個別職員への教育研修計画が作成されていないので、今後は個別の職員の特性や熟練度に合わせた組織としての教育研修計画が作成されることが期待されます。</p> <p>現在、職員の人事考課は実施されていないことから、今後は園の求める職員像を明文化した人事考課の制度が望まれます。</p> <p>職員の就業状況については、有給の消化率や時間外労働の状況は常に把握されています。有給消化率を向上させるような取り組みはなされていないことから、今後は有給消化率や時間外労働の状況改善に目標を設定し、職員と共に目標達成への取り組みが期待されます。</p> <p>健康診断等は園の中で積極的に行われていますが、独自の福利厚生制度が構築されていないので、今後は福利厚生センター等の福利厚生のための加入が検討されることを期待されます。</p> <p>実習生の受け入れや育成を積極的に行っている受け入れマニュアルが、策定され明文化されています。</p>

3 安全管理	<p>緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応マニュアルが整備され、職員と共に定期的に避難訓練がなされています、生活安全面では、ヒヤリハットや事故報告書が整備され職員間で共有されています。また施設及び遊具の点検計画がマニュアル化され、担当者により実施されています。</p>
4 地域との交流と連携	<p>地域の老人会や小中学校及び保健師とのかかわりが、継続して実施されていて、必要な社会資源が明確化され、職員間で共有するべく掲示されています。</p> <p>地域の福祉ニーズとしての一時保育等が実践されると共に、ボランティア受け入れが積極的に行われ、受入マニュアルが整備されています。</p> <p>今後はさらに広範囲の関係機関との連携を深めて、地域の福祉ニーズの把握に努めることで、地域の福祉ニーズに基づく事業活動が行われることが期待されます。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>職員心得マニュアルを整備し、保育内容・安全面・子どもへの保育サービス提供等を標準化する取組を行い、個人情報の取り扱いやプライバシーポリシーをマニュアル化し、子ども・保護者へのプライバシー保護に関する規定を整備しています。</p> <p>保護者からの意見を聴取する個別面談の機会を設ける事への告知など、利用者満足の向上に努めています。また職員が保護者に対し、率先して声掛け等するよう奨励し、保護者からも職員や園に対し、積極的に意見や相談を持ちかるなど双方歩み寄ることで、より良い信頼の構築できると思われます。</p> <p>保護者から園への苦情申し出窓口としては、入園のしおり等に苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決第三者委員を任命し周知のための広報を行っています。保護者からの意見や苦情はその都度個別に対応されていますが、今後は苦情対応のマニュアルが整備され、保護者から園への意見や苦情等の経緯が記録されて、その対応や結果が園から保護者へ公表される体制になることを期待します。</p>
2 サービスの質の確保	<p>職員個別に、保育内容の記録や反省が行われています。今後は園全体で情報が共有され、保育士の自己評価を踏まえて、その評価を第三者委員も含めた園の検討会で検討し、保育の質向上に向けた取り組みとなることが期待されます。</p>

	<p>園の特徴である仏教保育を基礎とした、子ども一人ひとりを主体とした保育を標準化し、保育内容がマニュアル化されていますが、今後はさらにマニュアルに沿った保育が実践されているかを、チェックできる体制の構築が望まれます。</p> <p>サービスの実施内容については、0歳～1歳までの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録がなされています。今後は子どもの状況に応じた定期的なケース会議がおこなわれる事を、期待します。</p> <p>個人情報の取り扱いに関する規定は、マニュアル化されており、職員への守秘義務の遵守や個人情報保護の観念は、理解されています。今後は情報の取り扱いの中で、情報の保存期間や破棄方法などの規定が、仕組みとして確立されることが期待されます。</p>
--	---

3 サービスの開始 継続	<p>利用を希望する利用者への情報提供は、園を紹介するパンフレットやホームページでの公開が、行われています。</p> <p>入園時のしおりには理念・方針・目標、保育時間、保育信念に関する保護者への約束、保育の一日、年間行事、入園準備、連絡事項、苦情申し出窓口の説明がなされていますが、今後は更に重要説明事項に関しての保護者の同意を得た確認書類を、文書で残すことが期待されます。</p> <p>保育所の変更にあたっては、保育の継続性への配慮として、引き継ぎ文書等の規定やマニュアル化が十分ではなく、今後引き継ぎ文書等の規定やマニュアル化がなされることを期待します。</p>
4 サービス実施 計画の策定	<p>子供一人ひとりの状況は入園申込書の形式で記録し、保管管理されています。入園時に支援計画等は検討され0歳～1歳の子どもに関しては、個人ごとにサービス実施の記録が保育内容・援助・結果・反省と適切に取られています。今後は記録文書内容の一人ひとりの子どもに関係する職員全員への周知が組織として行われる事を期待します。</p>
評価対象Ⅳ A-1 保育所保育の基本	<p>保育課程は、保育所保育指針や児童憲章をふまえて編成されています。子どもの背景や家庭の状況などに基づき、年度末に職員参画のもと見直しをされています。</p> <p>築二年目という新しい園舎で、各部屋に冷暖房が完備され、室内も明るく清潔感がありました。空気清浄機と、次亜クリン水の加湿器を各部屋に、又0・1歳児の手洗い場にデンネツ殺菌エアータオルを設置するなど、感染症予防に対する対策もとられています。</p> <p>定員30名の少人数の保育で、0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児という3クラス制をとられており、異年齢の関わりが保育の中で随所に見受けられました。</p> <p>0・1歳児では広く畳のスペースがあり、出入り口には柵を設けるなど、安全対策もとられています。又乳児一人ひとりのペー</p>

	<p>スに合わせた保育が出来るよう、ベッドも人数分確保する等の取り組みがなされています。入園当初の慣らし保育は、一人ひとりの状態に合わせた柔軟な受け入れが、なされています。SIDSに関するマニュアルはありますが、午睡時は目視のみの確認にとどまっており、今後早急のチェック体制等をとられる事が期待されます。投薬に関しては、記録をつける等のより慎重な取り扱いが望まれます。</p> <p>3歳以上児では、一人ひとりの発達状況にあわせた言葉かけをしながら、基本的な生活習慣の定着を図られていました。年長、年中児には保育の中に外部からの指導者を招いての和太鼓を取り入れ、子ども達自身も楽しみにしている様子も伺えました。園庭にはソーラー温水プールや屋根付き砂場をはじめ大型遊具も充実しており、定期的に消毒や点検もされています。毎日園庭で体操をしたり、隣接した広い畑で野菜を作ったり、祖父母と一緒にサツマイモを育てたりと、自然に囲まれた静かな環境で季節を感じながらの保育をされています。言語や表現の環境では、ゆとりのある広い絵本・ままごとコーナーが設けられており、週二回の絵本貸し出しや、毎日の紙芝居の読み聞かせ等がなされています。</p> <p>職員の質の向上の面では、自己評価はなされておらず、保育士の専門性の向上や保育実践の改善という観点からも、今後取り組まれる事が期待されます。</p>
<p>A-2 子どもの生活と発達</p>	<p>保育計画や個人計画からも「まことの保育」を基本理念におき、いのちの尊さや、生き合うことの尊さを知る心を育てる保育に取り組まれ、一人ひとりを受容し、子どもと信頼関係が築けるよう努められていることが伺えます。</p> <p>延長保育では、畳のスペースが設けられ、子どもがくつろげる環境が整えられています。しかし利用者アンケートから登降園時の職員とのコミュニケーション不足や、土曜保育の対応に不十分さがあるという声も少なからずあり、子どもの利益を第一に、延長保育の時間枠にも踏み込んで検討される事が望まれます。</p> <p>食事については、2歳児以上は給食室に隣接したランチルームで、時々座卓を利用して正座をして、姿勢を正して食べる等、家庭的な雰囲気と躰で、楽しく食べる工夫がなされています。</p> <p>0・1歳児は慣れた環境の保育室でゆったりとした環境の中、成長段階に合わせた食事が提供されています。</p> <p>食育の実施に当たっては、保育計画や指導計画に位置付けられており、なるべく地元の野菜を仕入れるよう心がけ、園の畑で育てた野菜を給食やおやつに使用し、献立に郷土料理を取り入れる等の取り組みが、なされています。</p> <p>調理場、水周りの衛生管理を目的としたマニュアルも整備され</p>

	ており、定期的な検討会等も行われています。
A-3 保護者に対する支援	<p>保護者が、食育に関心が持てるような取り組みとして、月一度の献立表を配布し、週一度の保育だよりもその週の献立が記載されていますが、離乳食についての提示はなく、又レシピの公開や、試食会、年間を通してのサンプル掲示等は、家庭と食に関する連携という意味で、今後の更なる取り組みに期待します。</p> <p>保護者支援に関しては、年に2回の懇談会を設け、全園児に対して、日々の連絡帳や送迎時の会話により情報交換がなされています。希望者には個人面談を行い、保護者との信頼関係の構築に努めています。</p> <p>検診結果については、連絡帳や口頭により伝達されていますが、サービスの一環としての感染症や予防接種の情報提供等も今後の取り組みが期待されます。</p> <p>虐待に対応できるようマニュアルが整備され、各関連施設との連携もとられています。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	31	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・b・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・b・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・b・c
	II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・b・c
	II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・b・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・b・c
	II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a b・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a b・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	a b・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a b・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a b・c

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a b・c
	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a b・c
III-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。		
	III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a b・c
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a b・c
	III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a b・c
	III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・ b ・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a ・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a ・b・c
	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・ b ・c
	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a ・b・c

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 職員の資質向上		
	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・b・Ⓒ

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・Ⓑ・c

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・Ⓑ・c
	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-④ 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-⑤ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	24	27	2
内容評価基準（評価対象A1～A3）	25	3	1
合計	49	30	3